毎週火・金曜日発行

公安委員会規則

○秋田県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規

報

次

目

ページ

(六・監察課) …………………1 炒 州 椺 冒具 似

規 浬

秋田県公安委員会規則第6号

次のように定める。 秋田県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則を

平成19年4月24日

秋田県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規 秋田県公安委員会委員長 \times 逬 宏 湩

ものとする。 会」という。)に対する情報の提供に関し必要な事項を定める る法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第22条第 1項の規定に基づき、秋田県留置施設視察委員会(以下「委員 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関す

(委員会に対する情報の提供)

第2条 提出するものとする。 施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を 議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置 留置業務管理者は、毎年、6月以降の最初の委員会の会

- 施設の概要
- 収容基準人員及び被留置者数の推移
- 施設の管理の体制

3 2

- 参観の許否の状況
- 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者によ

- 8
- 戒具及び保護室の使用状況
- (10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232
- 出するものとする。 いて、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議にお
- 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められ
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行す この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部

- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状
- (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜 好品等の停止措置の実施状況
- (9) 被留置者による面会、信書の発受の禁止、差止め又は制限 の状況
- 条第1項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれ らの処理の結果

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社